

長 第 12060001 号  
平成 28 年 12 月 6 日

指定居宅サービス事業者  
指定介護予防サービス事業者  
指定居宅介護支援事業者  
介護保険施設開設者  
地域密着型介護老人福祉施設開設者  
様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長  
( 公 印 省 略 )

平成 28 年度介護保険サービス事業者に対する集団指導の資料における内容の一部訂正について (通知)

平素は、県福祉行政に格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、平成 28 年度介護保険サービス事業者に対する集団指導で使用した資料において、下記のとおり一部内容に誤りがありましたので通知します。  
集団指導に欠席された事業者及び開設者につきましては、県ホームページ「きのくに介護 de ネット」に集団指導の資料を掲載しておりますのでご確認ください。  
なお、本通知については、各法人に対し 1 部のみ送付しておりますので、傘下の事業所には法人内で周知していただきますようお願いいたします。

記

サービス名	資料	訂正前	訂正後
(介護予防)通所リハビリテーション	51頁：②短期集中リハビリテーション実施加算について	「認定日」とは、介護保険被保険者証に記載された「認定年月日」(市町における認定年月日)を指す。	「認定日」とは、「法第19条第1項に規定する要介護認定の効力が生じた日」を指す(当該利用者が新たに要介護認定を受けた場合に限る)。
(介護予防)訪問リハビリテーション	55頁：①短期集中リハビリテーション実施加算について	「認定日」とは、介護保険証に記載された「認定年月日」を指す。	「認定日」とは、「法第19条第1項に規定する要介護認定の効力が生じた日」を指す(当該利用者が新たに要介護認定を受けた場合に限る)。

長寿社会課  
サービス指導班  
TEL 073-441-2527  
FAX 073-441-2523